第二次身延町総合計画(案)に関する意見募集の結果について

- ○本件に関する意見募集は終了しました。
- 〇平成29年1月31日(火)~平成29年2月14(火)の期間、ご意見を募集しましたが、提出はありませんでした。

実施したパブリックコメント(意見募集)の内容は下記のとおりでした。

■目的

身延町総合計画は、町の将来の長期的な展望の下に町政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針とするためのもので、身延町総合計画条例に基づき、策定するものです。

■背景

身延町では、平成19年度から平成28年度までの10年間の「第一次身延町総合計画」が平成28年度で終了します。この度、平成29年度から平成38年度までの10箇年を計画期間とする「基本構想」、平成29年度から平成33年度までの5箇年間を計画期間とする「前期基本計画」を内容とした「第2次身延町総合計画(案)」がまとまりましたので、町民の皆様からのご意見を次のとおり募集いたします。

■ 対象となる計画

• 第二次身延町総合計画(案)

■ 公表場所

- ・身延町ホームページ(このページです)
- 身延町役場 本庁 政策室
- 身延町役場 下部支所
- 身延町役場 身延支所
- 身延町役場 久那土出張所
- 身延町役場 古関出張所

■ 閲覧時間

本庁舎、支所、出張所ともに平日の午前8時30分から午後5時15分まで

■ 募集期間

平成29年1月31日(火)~平成29年2月14(火)【必着】

■ 意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に通勤し、又は通学する方
- 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ・町の行う施策等に利害関係を有するもの

■ 意見提出方法

- 意見書用紙に必要事項をご記入のうえ、次の方法により提出してください。
 - ①計画(案)の公表場所窓口へ直接提出
 - ②郵送により提出

郵送先: 〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石 350 番地

身延町役場 政策室 企画政策担当 あて

③FAXにより提出(送信先:0556-42-2127)

④Eメールにより提出(送信先:kikaku@town.minobu.lg.jp)

■ 提出用紙

• 「第二次身延町総合計画(案)に対する意見書」(別紙1)をダウンロードする かアウトプットしてください。また、公表場所にも用意してあります。

■ 意見募集結果の公表

- ・提出されたご意見につきましては、内容ごとに整理・分類し、町の考え方ととも にホームページで公表します。
- ・意見募集結果の公表の際は、ご意見の内容以外(個人情報)は公表いたしません。

身延町総合計画とは・・・

総合計画は、町の将来の長期的な展望の下に町政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針示すものです。この総合計画(案)は、第1部序、第2部基本構想、第3部前期基本計画の3部構成となっています。

(1) 第1部序

総合計画策定の背景と趣旨、計画書の構成とその計画期間を記載しています。 また、まちづくりの課題を全国的な社会動向と身延町の動向、町民の意向から分析判断し、まちづくりの主要課題を4つの大きな項目にまとめてを示しています。

(2) 第2部基本構想

基本構想は、本町が目指す将来像やまちづくりに向けた基本理念を明確にするとともに、 目指すべき目標を定め、まちづくりの方向を示します。

計画期間は、平成 29(2017)年度を初年度とし、平成 38(2026)年度を目標年度とする 10 箇年計画とします。

まちづくりの基本理念

身延町民であることに誇りと自覚を持ち、力を合わせて 安らぎと活力にあふれた、ひらかれたまちづくりを進める

○目指す将来像

「安らぎと 活力ある ひらかれたまち」 「生まれてよかった」「育ってよかった」「住んでよかった」 と思えるまちを目指して

○5つの実現目標

「安らぎの暮らしづくり」・・・活き活きと安心して暮らせる快適な環境を築き、住み 続けたいまちと安らぎのある暮らしを実感できる身延町を目指します。

「うるおいの環境づくり」・・・緑と水の多様な自然、清涼な空気、美しい景観などの 優れた環境が継承され、うるおいのある環境を実感できる身延町を目指します。 「発展の活力づくり」・・・産業の振興や交通網の整備、地域情報化などの基盤を整備 拡大する発展の活力を実感できる身延町を目指します。

「学びの人づくり」・・・教育の充実により明日を担う子供たちを育成し、生涯を通じた学習活動の広がりにより、地域文化が醸成され、心の豊かさや学ぶ喜びを実感できる 身延町を目指します。

「協働のまちづくり」・・・町内外の多様な交流活動とともに、住民と行政の情報交流 と共有化が進み、住民の自主的活動に支えられた連携・分担のまちづくりの仕組みが構築された地域協働とひらかれたまちを実感できる身延町を目指します。

(3)第3部前期基本計画

基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの方向を目標として、その実現に必要な政策体系を分野別に定めます。

計画期間は、平成 29(2017)年度から平成 33(2021)年度を前期基本計画とし、これに続く5箇年計画を後期基本計画(平成 33 年度に策定予定)とします。

○前期基本計画の施策体系を次に示します。

第1章 安らぎの暮らしづくり(福祉・健康・生活)

第1節 福祉のある暮らし

- 1. 地域福祉の強化
- 2. 高齢者福祉の充実
- 3. 子育て支援
- 4. 障害者自立への支援

第2節 快適な暮らし

- 1. 住宅・宅地の整備
- 2. 水道施設の整備
- 3. 下水道施設の整備

第3節 安心な暮らし

- 1. 防災対策の強化
- 2. 保健・医療の充実
- 3. 消防・救急の充実
- 4. 交通安全対策の充実
- 5. 防犯対策の充実

第2章 うるおいの環境づくり(環境保全・景観整備)

- 第1節 緑の継承
 - 1. 自然・緑の保全
 - 2. 自然との共生
- 第2節 環境の保全
 - 1. ごみ処理・リサイクル
 - 2. 環境衛生・美化活動
- 第3節 美しい景観と憩いの環境
 - 1. 景観の形成
 - 2. 公園・憩いの空間整備

第3章 発展の活力づくり(基盤・産業)

- 第1節 基盤の強化
 - 1. 土地利用と開発
 - 2. 交通網の整備
 - 3. 集落の整備
 - 4. 地域情報化の推進
- 第2節 産業の振興
 - 1. 農林業の振興
 - 2. 商業の振興
 - 3. 工業の振興
 - 4. 地域産業の振興
 - 5. 観光の振興
- 第3節 起業支援と就労の場の確保
 - 1. 新たな事業おこし
 - 2. 就労環境の充実

第4章 学びの人づくり(生涯学習・教育・文化)

- 第1節 まちづくりを支える人づくり
 - 1. 生涯学習の充実
 - 2. スポーツの振興
- 第2節 明日を担う人づくり
 - 1. 学校教育の充実
 - 2. 青少年の育成
- 第3節 地域文化をはぐくむ
 - 1. 文化活動の展開
 - 2. 歴史と文化遺産の継承

第5章 協働のまちづくり(交流・協働・行財政)

- 第1節 住民が主体となる
 - 1. 町内外の交流の展開
 - 2. 国際交流の展開
 - 3. 定住の促進
- 第2節 多様な交流の力を活かす
 - 1. 男女共同参画
 - 2. 住民と行政の情報交流
 - 3. 地域協働のまちづくり
- 第3節 行財政改革を進める
 - 1. 行政運営の効率化
 - 2. 財政運営の健全化
 - 3. 広域連携の推進